

道の駅湖畔の里福富太陽光発電設備導入業務実施要領

1 業務の名称

道の駅湖畔の里福富太陽光発電設備導入業務

2 業務の目的

東広島市（以下「本市」という。）は、令和4年3月に「東広島市ゼロカーボンシティ宣言～やさしい未来都市 東広島の実現に向けて～」を表明し、脱炭素化の推進や豊かな自然環境の保全と活用を図り、自然と調和した環境にやさしい生活にも、環境技術を活用したスマートな生活にも対応できる持続可能な次世代環境都市の構築を目指している。

その実現に向けては、再生可能エネルギーの導入促進等が課題であり、市有施設においては率先して再生可能エネルギーを導入する必要がある。

本業務は、市有施設の平常時の温室効果ガス排出を抑制する目的で道の駅湖畔の里福富（以下「道の駅」という。）にPPA（Power Purchase Agreement）方式により、自家消費型太陽光発電設備の導入、運転管理及び維持管理等を行うものとする。

なお、本業務は、国補助金（重点対策加速化事業）を財源とした東広島市二酸化炭素排出抑制対策事業補助金を活用することから、国及び市の補助事業の規定に従った事業内容とすること。

3 業務の概要

件名	道の駅湖畔の里福富太陽光発電設備導入業務
場所	道の駅湖畔の里福富（東広島市福富町久芳1506）
業務内容	別紙仕様書のとおり
工事期間	交付決定日から令和6年10月31日まで（協議の上決定）
電力受給契約期間	電力供給開始から20年間（協議の上決定）
支払条件※	請求書受領日から30日以内の支払

※本業務は、本市、太陽光発電事業者及び本市が道の駅管理を委託する指定管理者の三者による契約とし、道の駅が受給する電力の料金は指定管理者が太陽光発電事業者に支払う事とする。

4 関係法令等の遵守

事業実施者は、業務の実施にあたって、関係法令、通達、マニュアル及びその他の条例等を遵守することとする。

5 資料の提供

本業務を実施するにあたり、必要な資料（図面等）の収集は、原則として企画提案者が行う

道の駅湖畔の里福富太陽光発電設備導入業務実施要領

こととするが、現在、市が所有し、業務に利用できる資料はそれを貸与する。この場合、事前に市と日程調整を行い、企画提案者が貸与を受けた資料については、リストを作成のうえ、市に提出する。原則として貸与した資料は、翌日までに返納しなければならない。必要に応じて企画提案者の負担で複写などを行うものとし、本プロポーザル終了後は廃棄するものとする。

6 現地確認

企画提案書の作成にあたり、現地確認を希望する場合は、令和6年3月15日（金）までに市に訪問計画を作成し、提出するものとする。また、現地調査が可能な期間は、3月25日（月）から4月2日（火）までとする。調査希望日時が複数の事業者で重なる場合は、訪問計画書の受付順に調整する。調査時間は3時間程度を目安とし、現地調査時は、施設管理者の指示に従い、施設運営の妨げにならないよう十分に配慮するものとする。

7 秘密の保持

事業実施者は、業務を遂行する上で知り得た事項について、他に漏らしてはならない。

8 検査

- (1) 事業実施者は、工事完了時に市の検査を受けなければならない。その結果、市から改修を指示されたときは、直ちに対応しなければならない。
- (2) 工事完了後に、明らかに市の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、事業実施者は直ちに当該設備の改修を行わなければならない。

9 疑義

本実施要領の記載事項及び業務遂行上の疑義が生じた場合は、市と協議し、これを定めるものとする。